

伊勢原市企業立地促進条例

[適用要件]

- 対象地域に事業所を新設又は移転して立地していること、もしくは事業所を増設していること。
- 投下資本額が3億円以上（中小企業等は、伊勢原大山インター土地区画整理事業区域及び東部第二土地区画整理事業区域3,000万円以上、その他の地域1億円以上）。
- 2028年3月31日までに立地していること。
- 企業等の施設及び事業内容が規則に定める業種に該当するもの。

[対象地域]

- (1)伊勢原大山インター土地区画整理事業区域
- (2)東部第二土地区画整理事業区域
- (3)その他の地域((1)(2)及び住宅系用途区域を除く市内全域)

[対象企業]

- (1)観光・交流関連産業(見学施設等を併設する製造業及び観光資源や地場産品を活用した地域産業など)
- (2)戦略産業(ロボット関連及び医療関連の製造業)
- (3)その他の製造業、情報通信業、学術・開発研究機関、運輸業、卸売業など

1. 固定資産税等の課税免除及び不均一課税

[支援内容]

【観光・交流関連産業、戦略産業】

固定資産税及び都市計画税を5年間免除

【その他の対象企業】

- 伊勢原大山インター土地区画整理事業区域及び東部第二土地区画整理事業区域に立地する製造業、情報通信業、学術・開発研究機関：固定資産税及び都市計画税を3年間免除、2年間1／5に軽減
- その他：固定資産税・都市計画税を5年間1／5に軽減

※増設の場合は、当該増設により増加した部分が軽減措置の対象

【その他の要件】

同一の固定資産については1回限り

2. 雇用促進奨励金

[対象企業]

市内に住所を有する者（雇用の日から奨励金申請の日まで居住）を新規に雇用（立地の日の前後3か月以内に雇用した常用従業員に限る。）し、かつ1年以上継続雇用していること。

[支援内容]

- (1)3人を超える常用従業員1人あたり30万円（限度額300万円）
※中小企業等に限り1人目から交付
- (2)学校等の新卒者及び卒業後3年以内の既卒者が新規雇用に含まれる場合1人あたり10万円を加算して交付

【その他の要件】

同一敷地内1回限り

工場立地法による緑地面積率等の緩和 (工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例)

伊勢原市では、下記の地域について工場立地法により、一定規模以上の事業所に義務づけられている緑地面積率等の基準を緩和しています。

[対象地域]

工業専用地域、工業地域、準工業地域

[支援内容]

工業専用地域	緑地面積	5%以上
	環境施設面積	10%以上
工業地域	緑地面積	10%以上
	環境施設面積	15%以上
準工業地域	緑地面積	15%以上
	環境施設面積	20%以上

問合せ

伊勢原市経済環境部商工観光課 (0463)94-4732